

【資料】

温故知新

日本の家畜防疫の幕明け(4)

山脇圭吉著 日本家畜防疫史
(昭和14年文永堂書店発行)

現代字版編集 木田克弥
(帯広畜産大学 家畜・植物防疫研究室)

六. 畜産物輸入禁止解除の布達

民部省布達第五一八号 明治四年十月五日

去ル六月家畜伝染病予防法中海港場ニ於テ嚴ニ入船ヲ改メ当分ノ内生禽獸ハ勿論新皮革等輸入ヲ禁シ候云々御布告ニ相成候へ共最早不及其儀候此旨相違候事(法令全書明治四年三六二頁)

布達文の訳：去る6月、家畜伝染病予防法中、海港場において厳に入船を改め、当分の内、生禽獸は勿論、新皮革など輸入を禁じ云々御布告に相成り候えども、最早、その儀、及ばざる候、この旨、相違し候事

七. 家畜屍体利用に関する布告

太政官布告第七六号 明治六年三月

病死禽獸ヲ食料ノ為致売買候事ハ兼テ嚴禁候處天然死或ハ通常ノ病ニテ斃死候者ハ皮剥取骨肉等田園の培養に利用候義不苦候於各地方右弁別厚ク可致注意事但シ流行病死ノ者ハ焼棄勿論ニ候事(法令全書明治六年七六頁)

布達文の訳：病死禽獸を食料のため売買いたし候事は、かねて厳禁候ところ、天然死あるいは通常の病にて斃死候ものは、皮剥ぎ取り、骨肉など田園の培養に利用候義、苦しからず候において、各地方右弁別厚く注意致すべし事。但し、流行病死のものは、焼き棄てるは勿論に候事

かくして本邦における家畜伝染病の予防制圧に関する諸制令はこの明治4年中に発せられた牛疫侵入防止に関する交付が基礎骨子となったのである。

【第三章 明治初年における家畜伝染病の流行、予防並びに獣医事衛生施設 一、牛疫の流行と予防によせて】

これまで、明治初期において、我が国の家畜防疫がいかなるものであったのかをご紹介してきました。第三章では、ついに国内でも深刻な家畜伝染病(牛疫)の流行に見舞われた

ことについて、その経緯と清浄化方策が記述されています。

明治4年6月、テイ・ワイ・マクガワンの警告を受け、インデロングより連絡を受けた明治政府は、急遽、牛疫侵入防止のための水際対策「悪性伝染病予防に関する布告」を講じました。これこそが、我が国家畜防疫の起源であったことは既にご紹介の通りです。そして、同年7月には、牛疫の理解を深めるために、ヨーロッパの牛疫に関する報告の訳文を頒布し、牛疫がいかなる疾病であり、人への危害について周知が図られました。

ところが「悪性伝染病予防に関する布告」からわずか半年後の10月には、なんと政府は畜産物輸入禁止などの水際対策を解除し、さらに、明治6年3月には、家畜死体(皮や骨)の利用の推奨を布告したのです。おそらく、この間も、大陸では牛疫は継続していたのでしょう。ついに、明治6年夏、牛疫の大流行が始まったのです。著者山脇圭吉先生も述べられていますが、まさに「朝令暮改」、今日のように海外からの情報が簡単に入手できる時代とは異なり、国内では何も起きていない中でなんとなくの安心感から安易な規制解除に走ってしまったのでしょうか、改めて、リスク評価の重要性に思いを巡らされます。

しかしながら、この疫病の大災禍の経験は、現代に通じる悪性伝染病の防疫制度の確立および清浄化のための具体的な対策技術の確立につながっていったものと思われる。

第三章 明治初年における家畜伝染病の流行、予防並びに獣医事衛生施設 (獣類伝染病予防規則制定に至るまで)

一. 牛疫の流行と予防

本邦の牛疫流行に関しては古い文献に徴(しるし)するものがない。第一回の流行は果たして何れの時代であったか不明であるが、史実に現れた第一回の流行は明治5年勸業寮所属の牛297頭の斃死があったことであるが、この伝染病が果たして牛疫なりしか否かは信憑すべき専門家の記録がないことと、牛疫という名称は諸種の流行牛病に濫用せられておったが故に、今日これが判断に苦しむといえども、明治6、7年に至って遂に猛烈なる牛疫の大流行を来せるを見れば、恐らく真正牛疫であったようである。

当時の流行状況は、実に我が畜牛界に大打撃を与えたものにして、その流行状況を見るに東京帝国大学名誉教授 津野慶太郎によれば、明治6年7、8月頃より流行を始めて京都、大阪の2府および神奈川、兵庫、和歌山その他20県下にわたって発生蔓延して、同年末までに畜牛の斃死せるもの42,297頭に及んだ。就中(なかんず

く：とりわけ）和歌山、千葉の2県が最も猖獗惨害を極めたという。この年10月大阪府病院長高橋正紀は教師「エルメンス」と共に実地調査して真正牛疫と鑑定した。同7年および8年には千葉および静岡の2県に流行した。殊に7年に房州嶺岡牧場に侵入して一時に1,200余頭を斃したという。千葉県下における本病の発生は明治6年より引き続いて流行せるもので、その終息の見当がつかなかったために、内務省に申請して雇米人および勸業寮官吏が出張して之が防疫に従事したとあり。この流行においては病性が猛烈で、従って蔓延の迅速、且つ斃死率が高かったため、各農家は業をなげうってその予防に努めたるも、その効果が全然なかったという。和歌山県においては畜牛がほとんど全滅したるために、井口某は、明治6年12月牛耕に代わるべき農具を案出してこの発売方を県庁に願い出したとのことである。

同8年においては、余燼（よじん：火事などの燃え残っている火）なお息まず（やまず）、諸所に流行を認めた。殊に同年12月には新宿勸業寮および寮支庁内において翌年1月まで流行して57頭の畜牛が斃れた。続いて東京府下の乳牛に伝染流行を来し、明治9年には下総牧羊場の耕牛に本病が発生して115頭を斃した。当時未だ泰西（西洋）獣医学に通ずるものなく、法規がまた不備であって、全く防圧の力は及ばなかったのである。この年、本病のために斃れたる牛が471頭、撲殺せるものが93頭ありて2府14県下に流行したのである。明治10年においては、斃牛123頭、撲殺33頭ありたるのみで、同年末漸く終息するに至った。初発依頼本疫のために失いたる牛頭数は明細なる統計は欠くけれども、無慮（むりょ：およそ）5万頭を下らなかったと言われている。当時の牛1頭の代価平均20円と見積もるも国家の財産を失うこと大約（たいやく：おおよそ）100余万円、これに付帯せる予防消毒の費用より直接に農耕運搬の業務に与えたる損害を計算すれば、果たして幾何（いくばく）の巨額に上った事であろうか。況や（いわんや）当時は汽車その他交通の便、今日のごとくに文明の利器なき時代において、尚且つ、かくのごとき惨害を受けたることは明治4年インデロングの警告（日本の家畜残らず死するもはかり難きとあり）が過言でなく実証されたわけである。

以上、未曾有の大流行に際して政府は疫牛統計調査のため明治6年11月左記の通り大蔵省第一六九号達を発している。（法令全書）

また、予防策としては明治9年2月 内務省乙第二〇号の疫牛処分仮条例を公布している。さらに、同年3月その施行規則或いは細則とも見るべき伝染牛疫予防並びに斃死後処置を通達している。

伝染牛病死亡頭数調査届出の件

大蔵省達第一六九号 明治六年十一月二十八日

本年未曾有の伝染牛病流行候付而者各管内村々に於て右病に罹り死失候農用牛毎戸頭数取調可成速に租税寮へ可届出此旨相達候事

布達文の訳：本年未曾有の伝染牛病流行候に付き、なんじの者各管内において右病に罹り、死失候農用牛、毎戸頭数取調べ成すべし。速やかに租税寮へ届け出でるべし。この旨、相達し候事

牛疫処分仮条例

内務省達乙第二〇号 明治9年2月29日

伝染病牛予防の儀、去る明治4年辛巳（かのとみ）6月7日太政官公布の趣も有りの候ところ、近年内地に流行し既に明治6年より7年に至る迄に牛疫に罹り斃れるもの全国42,000余頭に及び、農業を妨害し牧畜の進路を遮断するなど巨害枚挙するに遑（いとま）あらず、元来右伝染牛疫の儀は欧州諸国においてしばしば流行し、惨害無量、結局難治の症にして、甚だしきは殆ど一国の健牛を蕩尽するに至り候義も往々有りの候ところ、未だ彼地においても治癒の方法相立せず、到底これを左右するも経費徒勞に属し、専ら人手より他に伝うるの実害あるに付き、速やかに患牛を撲殺し伝染の根源を断ち、健牛を予防するを以て、古今良医の論とする所に付き、牛疫の徴候有りの節は、断然牛主共において撲殺するは当然の事に候えども、一時姑息の情よりして因循（いんじゅん：しきたりにとらわれて改めようとしないこと）時機を失い、終に疫毒蔓延候えては不容易儀につき、特別の詮議を以て賠償撲殺法取設條（とりもうけすじ）別紙疫牛処分仮条例に照準以来、各府県において精密その徴候を探偵し牛疫の疑いあらば牛価を其の主へ賞与し、速やかにこれを撲殺し、疫毒の源根を滅却候様取り計らうべし。尤も照会のため牛病新書並びに牛容体書下り渡し候すじ、篤と照準夫々処分方厚く注意。なお、管内人民へも告諭致すべし。この旨相達し候事（法令全書）

【次号に続く】